

答 申 書  
( 答 申 第 277 号 )  
平成 30 年 12 月 20 日

---

1 審査会の結論

北海道教育委員会が平成 30 年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査に係る第 1 次検査免除者一覧表のうち、開示しないとされた「表のタイトルのうち「No」から「併願」までを除く部分」と「表の内容部分のうち「受検教科（科目）」部分」については開示すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成 30 年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査における以下の情報の記載されたもの

・ 2 次検査における採用候補者名簿に登録されなかった者のうち、一定水準の成績を取得した者で、平成 31 年度同検査における第 1 次検査を免除する旨を認める旨の通知をした人数（高等学校・地理歴史（地理）の区分で受検した者のみ）である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成 30 年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査に係る第 1 次検査免除者一覧表（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち「表のタイトルのうち「No」から「併願」までを除く部分」については、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当し、「表の内容のうち「No」及び「受検区分」の欄を除く部分」については条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）に該当するとして平成 29 年 11 月 16 日付け教職第 1559 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち「表のタイトルのうち「No」から「併願」までを除く部分」及び「表の内容のうち「受検教科（科目）」部分」について開示を求めており、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるには、開示することにより、将来の同種の事務等の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性があるだけでは足りず、そのことが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

イ 実施機関は「表のタイトルのうち「No」から「併願」までを除く部分」については 1 次免除者選考基準に関する情報であり、どのような試験項目を要件として選考しているかがわかる情報であるが、各年度の北海道公立学校教員採用候補者選考検査に係る 1 次免除者の判定基準は公表しておらず、判定の基準となった項目を開示することにより、他の受検者との公平性を欠くこととなり、将来同種の事務の円滑な実施

を著しく困難にするおそれがあるとして6号情報に該当するとしている。

ウ 請求人は実施機関の主張には「将来同種の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある」ことの具体的な言及がされておらず、開示することにより次年度以降の事務の円滑な実施がどのように困難になるのかが不明であることや、6号情報には「試験の問題」との記載があるが、教員採用候補者選考検査においては、すでに実施済の問題や回答例等は、広く公開されているところであり、「一次免除者の判断基準は開示していない」との本件処分と比較すると一貫性を欠くものであり、判断基準についても開示すべきと主張する。

エ 審査会として、非開示とした情報を見分すると、第1次検査免除者がどのような試験項目により選考されているかを知ることができるものであることが確認された。

しかしながら、選考の要件である試験項目がわかったとしても、第1次検査免除者になるために、そのおのおの試験でどの程度の成績が必要かを知ることができるものではない。

また、実施機関に確認したところ、各年度の第1次検査免除者の選考基準は、その年の試験状況によって異なっており、選考基準が毎年度同じであるとは言えないことから、今年の選考要件である試験項目を知ることにより翌年の選考検査に有利になるものとも認められない。

したがって、これを開示しても「将来同種の事務の円滑な実施を著しく困難にする」ことが客観的に判断できるとは認められないことから「表のタイトルのうち「No」から「併願」までを除く部分」については開示が妥当であると判断する。

#### (4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は「表の内容のうち「受検教科（科目）」部分については、その内容が開示されると、受検者が少数の場合、受検の際に同じ部屋で受検しているため、受検者の人数を把握することができ、開示請求者以外が1次免除の通知を受けたかどうかを類推し、間接的に個人情報を知ることができるため、通常他人には知られたいと認められる個人の受検結果については1号情報に該当するとしている。

ウ 請求人は、この制度は、受検者の中で教育委員会側が特に一定の基準を満たしている人を対象に1次試験免除規定を設けているに過ぎなく、すなわち本人の自由意思で、一般選考ではなく、1次試験免除での受検を選択し、認められていることから、その自由意志の選択の結果生じた「1次免除の通知を受けたかどうかを（他者から）類推」される可能性までは、1号情報で規定している「特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当せず、保護すべき対象ではないとしている。

また、1次試験免除の受検者は、1次試験からの受検者に比べて、2次試験の準備を早めに出来る等の事実上の優遇措置を受けられることから、これらの措置を自ら望んで享受する以上、教育委員会が主張する「類推される可能性がある」程度の理由では、非開示として保護すべき理由にはあらず、情報公開の公益性が優先されるべきものであるとしている。

エ 実施機関では「受検教科（科目）」部分を開示することにより、間接的に特定の個人情報を知ることができるため1号情報に該当するとしているが、情報公開制度における特定の個人の識別性の判断において、関連項目を知ることにより特定の個人情報が特定される可能性があるというのは、今回の場合、北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を受検した特定の受検者であり、これを対象として非開示を認めると個人の特定を避けるための非開示の範囲が大きく広がることとなる。

そのため、非開示の考え方としては、特定の関係者が知り得ている情報を基準として考えるのではなく、一般人を基準とし、一般人が通常入手し得る関連情報をもって、個人名を特定できるかどうかで判断する

ことが妥当であると認められる。

そこで、一般人を基準に考えると、一般人が入手し得る選考検査の情報は限られており、通常、受検教科（科目）を開示したからといって個人情報と特定できるとは考えられない。

したがって、受検教科（科目）については開示が妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 3 月 7 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 575） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成30年 3 月 19 日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成30年 7 月 26 日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成30年 8 月 8 日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年 9 月 19 日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年12月12日 （第97回審査会）	○ 答申案審議
平成30年12月20日	○ 答申